

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	17	府省庁名	経済産業省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	小規模企業等に係る税制のあり方の検討		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>事業主報酬相当額の事業所得又は不動産所得における必要経費への算入。当該事業主報酬相当額について給与所得とみなして給与所得控除の1/2の控除を認める。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業者、同族会社、給与所得者の課税のバランス等について、幅広い観点から検討する。</p> <p>例えば、小規模企業の約6割を占める個人事業者について、適正な記帳に基づいて申告を行っている個人事業者である青色申告者の勤労性所得を正当に評価し、事業主報酬相当額を事業所得又は不動産所得における必要経費に算入するとともに、当該事業主報酬相当額について給与所得とみなして給与所得控除の1/2の控除を認める制度の創設を検討する。</p>		
関係条文			
減収見込額	[初年度] — （ ） [平年度] — （ ） [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>法人の場合は、一定の条件を満たす事業主給与の損金算入が認められ、かつ給与所得控除の額が所得金額に応じて遡増する仕組みとなっていることに比べ、個人の場合は、青色申告特別控除では所得金額に関わらず定額の控除であり、事業所得を得るために要する個人事業主の「勤労」への評価を反映していないとの指摘がある。</p> <p>そのため、例えば、個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮した税制措置を整備することにより、事業の実態において差異のない個人事業主と小規模法人事業主等との間の課税のバランスを確保するなど、小規模企業等の税制のあり方を検討する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>上記「政策目的」に同じ。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
	政策の達成目標	個人事業者、同族会社、給与所得者の課税のバランス等について、幅広い観点から検討する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	<p>シャウプ勧告においては、当時給与所得者に認められていた勤労控除について、「所得の大部分が財産の所有に基因するのではなく、個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工所得にも同様に適用されるべきである」とされている。</p> <p>また、平成23年税制改正大綱においても、給与所得控除については、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」の「二つの性格を有しているもの」とされ、「各々2分の1」であるとされている。</p> <p>これらを踏まえれば、小規模企業等に係る税制のあり方について、個人事業者、同族会社、給与所得者の課税のバランス等について、幅広い観点から検討することは妥当である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	
前回要望時の達成目標	

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	
ページ	—